



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2020.4.10

新型コロナウイルス関連情報 NO.18

飲食店の酒類小売り販売免許の特例について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡 慎一郎

国税庁は、新型コロナウイルスの感染拡大で経営に重大な影響を受けているレストランや居酒屋に対して、ワインや日本酒といった酒類を料理と共にテイクアウト(持ち帰り)販売できるよう、特例として、飲食店に期限付きの酒類小売り販売免許を付与することを決定したのでお知らせします。

特例制度は、地元の税務署への申請により、早期に免許が付与されることになっています。

【措置の概要】

- 料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与します。
- 令和2年6月30日(火)までに提出のあった免許申請書に限ります。
- 免許には、免許付与から6か月間の期限が付されます。
- 自治体等から各種の要請等がある場合、これに従うことを条件とします。

■ 在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ (期限付酒類小売業免許の付与について)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-036_02.pdf

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF会員にお送りしています。

この件については、JFと食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせはJF事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）にお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会及び財団のホームページにも掲載しています。

■ 協会ホームページ <http://www.jfnet.or.jp/>

■ 財団ホームページ <http://anan-zaidan.or.jp/>